

令和4年度 第1回堺市地域福祉計画推進懇話会
議事要旨

開催日とき：令和5年2月8日（水）14:30～16:30

開催場所：堺市総合福祉会館 6階ホール

出席委員：所委員（座長）、大島委員、小田委員、天野委員、矢野委員、西尾委員、
上田委員、高橋委員、佐々木委員、寶楽委員

欠席委員：川端委員、枅谷委員

関係者出席：NPO 法人み・らいず 2 野田理事

傍聴者：1名

懇話会座長の選出について

（所委員を選出）

1 現行計画の進捗状況について

（資料1について事務局から説明）

（小田委員）

行政窓口での相談で、何度も「ここではありません。」と言われ苦慮した。何度も「ワンストップの対応をする。」と聞き、期待しているが非常に難しいと思う。

行政、そして専門機関の方に繋がってもらいたい。相談者自身に繋ぎの役割をさせないでほしい。実際は全くワンストップになっていない。

例えばコロナの間、障害のない方は療養ホテルに行けたが、障害がある方もしくは家族の誰かに障害がある家族は自分たちで抱え込まなければいけなかった。気の毒に感じてはもらえたが、手助けはなかった。それを認識してほしい。

その上で、本当にできるのか、例えば、区役所によって違う、担当によって違うという課題があると思う。実際どのように解決されるのか、説明願いたい。

（事務局）

現状はできていない。言葉で「包括的に」や「ワンストップ」というのは簡単だが、難しいことであると感じている。実際に区役所内でも連携が取れていないことが多い。

重層的支援体制整備事業の目標は、相談者の相談に応じた適切な窓口につなげていくこと。その目標に向け、少しずつ取組を進める必要があり、一足飛びにはできない。そのため、専門職同士顔が見える関係を作っていく必要があることを課題として挙げている。あわせて、それを担う人材育成の必要がある。

（小田委員）

人材育成という言葉が適当かわからないが、意識だと思う。相談を受け、「ここではない。」と思っている

職員は見てわかる。別の窓口を案内されて行くと、その窓口には全く引き継がれていない。結局は、意識ではないか。私自身、相談支援の仕事をしているが、行政、その他専門機関から事前情報なしに「丸投げ」されることもある。

多機関協働事業についてマニュアルを作成すると説明にあったが、その中で「丸投げ」にならないよう、マニュアルに加えて意識改革をお願いしたい。

(座長)

堺市では、様々な専門機関が連携する形で包括的な相談支援体制を作っていくという報告だった。小田委員から指摘があった支援者間または行政、相談機関などの専門機関が繋がって対応するところをめざしていると理解をしている。

この件については、評価が難しい。相談件数も1つの目安にはなるが、目標、取組過程、課題の改善状況について、事務局、委員の皆さんから発言をお願いする。また、地域福祉を推進することは行政だけでなく、市民一人一人、様々な事業者、関係者団体による協働によって成し遂げることができることだと思うのであわせて意見ををお願いする。

(西尾委員)

高齢者支援関係においても、障害者支援と一緒に重層的な支援体制が十分構築されていない。高齢者支援の中でできている部分もあるが、例えばヤングケアラーや中間層の貧困問題、さらには障害者も高齢化していく中でどのように支援していくのかという問題が多数出てくると思う。

これまで、支援者が元気だったが、支援者も高齢化してくる。そういった多様な問題、年代層から重層的な状況が発生し始めている中で、この取組が非常に大事になっていく。堺市は堺市、社協は社協として、私達で連携を作っていく必要があるという点では、同じ意見を持っている。

今はまだ途中であっても、具体的に推進する必要がある。そしてシステムだけではなく、人材の問題があると思っている。

システムで配置を決めると、他の人がやればよいという考えになりがち。複雑な問題を解決するため、スピード感を持つ人間が適材適所に必要。人材を維持する点で大きな問題が出てくる。

堺市と社会福祉協議会がこの計画の中で、2つの大きな存在だが、人材の確保において経験者の確保は難しい。自分たちの中で育成することが必要。

全て網羅できる方が1人いて、全て采配する方が実はワンストップサービスとしては効果が高いと思う。それも視野に入れて、計画を推進してもらいたい。

(事務局)

人材については、非常に大きな課題だと認識している。一方で、システムか人材かという点は難しい。1人いればそれで何とかできるということも当然あると理解しているが、その人だけを頼りにし、その人がいなくなった途端に回らなくなってしまうことも懸念されるため、「チーム」で支援し、その核になれる人材をどう作っていくのかを考えていきたい。

(野田氏)

当法人が取り組む若者の支援、障害者支援の中で、高齢と障害の重なりや狭間のところにとっても悩むことが日々ある。先ほどホームレスが 8 名という報告だったが、とても意外だった。

もう少しいるのではないか。河川敷で生活している方以外にも少し制度を広く活用していくという考えが必要ではないか。18 歳になった子は一時保護の対象とならず、ネットカフェや友達の家に家出しているといった場合に一時生活支援事業が活用できるのではないか。

(事務局)

ホームレスの状況については、令和 5 年 1 月の数字としては 9 名。特別措置法の第 2 条に定義があり、いわゆる固定化している方。該当する方が堺市内に今 9 名であり、そのうち約半数が都市公園にいる。しかし、日中は荷物を隠して、図書館などの公的なところへ行く方がいる。また、現在も働いている方もいる。本市は、大阪府社会福祉協議会と連携し、所在していると見込まれる箇所を毎週巡回相談している。

巡回相談において、「医療機関にかかりたい」という相談があったときは適宜対応している。一方で、家がない場合等は、一時的な生活支援としてビジネスホテル等への宿泊支援を行っている。窓口は各区役所生活援護課であり、住居が維持できないという相談が 50 名。この差については、課題として認識している。ネットカフェなどの定住できる家がない方は、一定数堺市にもいるだろうという認識。今後の取組として、ネットカフェとの連携を検討していきたい。

(寶楽委員)

地域福祉計画概要版の第 3 章・第 4 章で「わたしたちの役割と協働」において、市社協、市民・団体、事業者・企業という記載があるが、いま報告あった重点施策 1 の部分では体制整備構築だったが、誰がやる重点施策として捉えてよいのか。

(事務局)

資料の各重点施策で青い枠で記載があるものについては行政が担うべきという理解。加えて緑の枠内に記載があるものについては、社会福祉協議会として取り組んでいる事項という分類。

(寶楽委員)

私は NPO 法人に所属しており、主に中間支援とか市民社会がどう変わっていくのかという協働のコーディネートを事業としている。コロナ禍に相談者が増えた事はわかるが、今回折り返し地点ということをつまみ、総合的にどう評価をするのかが気になる。

2 点目、協働研修を通じた人材育成について、多機関協働の中には民間企業や NPO の取組もあるので、市民や民間の団体と一緒にした事例や人材育成の成果、行政における進展、民間における進展といった成果についても期待する。ただし、最終年次に評価しても意味がないので、中間から最終年次までの間に事例を集めるべきとも思う。

当法人が活動している泉北ニュータウンや堺市南区の中で、民間による拠点を作った事業や、地域共生社会というキーワードに賛同し、活動している部分もあるので、その取組を少し追いかけてもらいたい。行政だけ、社協だけが頑張るのは不健康な気がする。

3 点目、評価について。例えばマニュアルができる、何人支援したというのは、アウトプットと言われるもの。人々の行動変容や行政内の支援のスキームの変化などアウトカムという考え方が最近 NPO 法人の間で使用されている。次の更新に向けた評価の仕方を検討しなければ、地域がどのように行動変容したかについて、捕捉できないのではないかという懸念がある。

(事務局)

適切な評価方法については、過去から当局も模索している。本日の意見は参考にしたい。竇楽委員の NPO 法人において取り組まれていることは、多方面から伺っている。アウトプットについても指摘があったが、マニュアルや要綱はツールと認識しており、これらに取り組むことにより、行政における相談支援体制や行政だけでなく支援体制を整備していく。行政だけが頑張っても仕方ないことは理解しているが、過去の地域福祉計画で問われたことは、行政は何をするのかという点。そのため、現行計画については、行政として何に取り組むべきかという点を中心に議論をし、策定に至ったという認識。

ただ、各民間事業者も様々な取組をされているという認識はあるので、評価方法などは引き続き検討する。

(佐々木委員)

多機関関係協働事業について、令和 6 年度から本格実施と説明あったが、各区において本当にできるのかは疑問がある。例えば、事業説明の予定が今月となっている区がある。

(事務局)

各区進展の度合いは異なっている。ただ、この議論自体は平成 30 年度から保健福祉総合センター所長と行ってきた。東区は令和 5 年 2 月事業説明と記載、説明したが実際は従前から取り組んでいる。

令和 6 年 4 月からは各区において多機関協働事業が実施できるよう準備しており、改めて各区において意識を持ってもらう。

(資料 2、3 について事務局から説明)

(小田委員)

1 点目、資料 2 について。更生支援は大切。自分は障害や発達につまずきのある子どもの支援をする NPO 法人で活動している。脳性麻痺やダウン症といった先天的な障害だけでなく環境要因により愛着形成がなされておらず、障害があるような状態の子どもについて、全国的に問題となっている。その問題を見ると、教育をするときに専門的な知識や環境が整っていないことにより、支援が行き届かず、素行不良になる場合もある。堺市は児童自立支援施設の設置を行わなかったことから、問題が起きてから対応するだけでなく、予防策を同時に考える必要がある。児童自立支援施設を設置しないのであれば、地域の

中でどのように策を作っていくのか今後も議論が必要。子ども青少年局を含め、策を考えていてもらいたい。

2 点目、資料 3 について、地域福祉計画の中では、地域密着型の NPO 等が多い。居場所を支援することに関しては賛成だが、複雑で特別な事情を持っている当事者という視点からは、地域の団体ほど入りにくい。地域に迷惑をかけているという気持ちから、地域の方と会うときが一番緊張する。反対に、同じ境遇の方であれば共感ができる。

「地域」だけではなく、テーマでつながる居場所もあり、そのような人たちと NPO 法人などが協働することが重要。この地域福祉計画では地域の NPO 法人が中心となっているが、テーマ型の NPO 法人はたくさんあるため、そのような法人と協働できるような仕組みにしていてもらいたい。

(寶楽委員)

資料 3 における今後の課題として 2 つあるが、「多様な主体との連携と多様な参加の促進および有償やビジネスの視点を含めた活動」というところ、行政にとって高収益モデルを作ることは不得意と感じる。

地域で事業を進める際は、必ずヒトとモノとカネが必要。私は校区で活動しており、自治会長でもあるので地域組織の重要性をわかった上で、少し地縁での難しさを発言する。ヒトとモノとカネがベースであるが、地縁での人の繋がりもベースとなる。次に持続的な事業をするときに現役世代を巻き込む際は、有償ボランティアのような方を育てなければならない。ただ、その資金源をどう確保するのかと、縦割り予算の中では支援を受けることができないという課題がある。

地域だけでなく、テーマ型の NPO 法人とどう連携するかが課題となる。重点施策 1 で指摘したとおり、事例を収集して、成功点、課題点を検証し、アウトカムで評価する必要がある。NPO 法人としてカフェやある団地の一室を使った事業をしているが、なぜ広がらないかというと民間だけでできることに限界がある。協働の作り方は課題としてあり、資料上では 1 行の記載しかないこの有償やビジネスの視点を含めた活動が、課題として掘り起こせていないと思う。ある社会福祉法人は団地を使い事業をしているが、行政の許可を得ることができないためにすべて自費で展開しなければならないという。民間任せ、民間丸投げでは育たないと思う。

(事務局・社協)

社会福祉協議会としても、従来的には地縁組織中心の居場所作りを地域の方と進めてきたが、子ども食堂は市民活動として、堺市内は 85 団体まで増えた。その活動を見ていると、多様な方が参画する居場所作りも必要と考えている。

その一つとして今後進めていきたいのが、地域の中で交流を目的とする居場所と、支援を目的とする居場所を地域の中で組み合わせながらモデル的に進めていくことを社会福祉協議会の目標としている。

(事務局)

今回、更生支援を進める中で、矯正施設などと連携をしており、そのうちの 1 つとして少年鑑別所がある。少年鑑別所は大阪法務少年支援センターとしての機能もあり、専門的な心理判定や相談ができる。

立ち直りを支援する関係機関ネットワークの構築の中で、地域向けの支援事業があることを大阪法務少年支援センターから広く知ってほしいと依頼があった。このため、子ども青少年局が行っている子ども・若者支援機関で構成するネットワークに今年度から参画してもらっている。

(佐々木委員)

更生支援の中で 1 つ提案したい。薬物の使用が若年化している。それを未然に防ぐ必要がある。そこで、教育委員会において薬物の啓発授業を取り入れてもらいたい。

(事務局)

学校によっては、薬物に関する授業を実施していると思うが、SNS 等で情報がどこからでも入ってくる状況は更生支援を進めていく中で、課題と認識しており、引き続き教育委員会等とも連携をとりながら取組を進めていきたい。

(大島委員)

1 点目、薬物の件だが、大阪市内まで研修に行く必要がある。遠方なので、堺市内でも研修を実施してもらいたい。

2 点目、資料 3 の校区福祉委員会に対する民間企業によるプログラム支援について、大変好評だったが、回数が少ないのでもう少し広げてもらいたい。

(事務局)

担当課ではないが、こころの健康センターが中心の薬物使用の更生プログラム等がある。また、今回の意見を担当課へも伝えておく。

(資料 4 について事務局から説明)

(天野委員)

地域には様々な人がいるということをふまえて質問する。

1 点目、生活保護について。過去は民生委員が実務を担当していたが、現在はそうではない。適切な情報がないために、なぜ行政機関に行く必要があるのか理解していない人がおり、校区の自治会長として相談に対応している。

2 点目、子ども食堂について。取組としては良いこと。しかし、数ではなく、中身ではないか。本当に支援が必要な子が来ているのかなど分析が必要。分析をした上で活動を広げる必要があるのではないか。

3 点目、私自身担い手事業の NPO 法人をしている。自治連合会で担ってもらいたいと提案を受けた。しかし、結局行っているのは自身の校区のみ。93 連合会あるのに 1 つのみ。NPO 法人の設立にはノウハウや金銭が必要だが補助もない。その中で勉強して設立した。社会福祉法人などの専門家と違い、素人がしていることが大事だと感じている。それをさらに区単位で作っていくことも必要と考えている。

(事務局)

情報提供がまずは 1 番必要だという指摘だと受け止める。1 つの例として、生活保護の制度そのものを伝えていくことは、チラシを置いておけば良いというものではない。今年度、広報課と調整し、生活保護と生活困窮者支援の制度について、全戸配布の広報さかいに制度の説明記事を 12 月号と、1 月号に掲載をした。

今後も様々な制度があるなかで、1 つ 1 つ提供できる機会を考えていきたい。

(事務局・社協)

子ども食堂は全国で大体 7300 を超える食堂があるが、当初は貧困の家庭の子どもが集まる場所というイメージがあったと思う。現状は全国の約 8 割が子どもだけでなくなたでも、大人でも高齢者でも参加してもよいという運営形態をとっている。残りの 2 割程度は課題がある子どもを対象にした子ども食堂をしている。

堺市においては、子どもを中心とした交流目的の子ども食堂が基本だと考えている。ただし、その中で課題や困窮状態にありそうな気になる子どもについては、専門職に繋ぎ、支援に繋げることを考えている。

(資料 5 について事務局から説明)

(小田委員)

障害者の防災について、取組を続けている立場からいくつか意見を述べる。

まず防災は安否確認をする上で、避難行動要支援者名簿は重要だが、この名簿登載の割合が上がらないことについて、従前から伝えている。名簿の存在自体を認識していない方が多い。そのため、一度返事がないことで確認をやめるのではなく、毎年周知し、確認を続けてもらいたい。情報アクセシビリティ法もでき、堺市は条例もある。どんな障害の方であっても理解できる通知なのかどうかは確認してもらいたい。

続いて、名簿登載以降特に連絡や確認などがないことについて、毎年とは限らなくても、定期的に連絡をしてもらいたい。登載後、最初は民生委員から連絡があったが、その後なくなる。民生委員に対して状況を伝えることができる仕組みがあれば、名簿活用の効果も上がると思う。氏名、住所のみの認識ではなく、小さな繋がり続けることについて、この地域福祉計画の中においても検討をお願いする。

個別避難計画については、引き続き努めてもらいたい。障害のある方で状態が軽くとも危険な地域に居住し、行動が難しい方には作成をお願いしたい。障害者は決して少なくなく、10 人に 1 人は該当し、支援が必要となる。

一方で、地域において防災に取り組んでいる方に押し付けてはいけぬ。支援者がいかに地域防災と融合するかが必要。それが福祉避難所となるが進展がない。コロナの影響で止まってしまった。福祉避難所について、協定施設は「いざとなったらどうしよう」という声が多い。いざというときでも動けるマニュアルの作成を期待している。

(事務局)

避難行動要支援者名簿について、課題を示していただいた。

個別避難計画を策定するにあたり、福祉専門職の方に協力を依頼し、個別避難計画作成の周知と啓発をしているところ。その際、福祉専門職の方が関わる対象者の方に一覧表についての声掛けをお願いしている。また、福祉避難所について、今年度は実態調査を行い、施設の方からも堺市におけるどの部局と連携をしたらよいか、実際の運営方法について意見があり、関係部局とは引き続き調整を行っていきたい。

(上田委員)

先日、担当課から個別避難計画作成の依頼があり、当センターからのアプローチが滞っている方と再度この個別避難計画をきっかけにして繋がることできた。これが防災の一步目と思っている。この個別避難計画により災害、防災をきっかけにしながら繋がりを進めていきたい。

障害者の支援機関や専門職は、地域や地域住民との繋がりが高齢分野に比べて少ないと感じている。例えば西区の方において、コロナ前までは民生委員との共同研修などを実施していたが、まだ再開できていないままなのでこの機会を作れるよう協力いただきたい。

(佐々木委員)

災害に関することだが、堺市危機管理室の職員で女性の方はいるか。理由として、TV 報道で、危機管理室という部門は男性職員が多く、女性職員が少ないと見たことがある。避難所開設の際は育児の授乳室や更衣室における課題があるように感じる。危機管理室としても女性目線で避難所を開設する必要はあると思う。

そのため、堺市も男性だけでなく、女性を入れることを考えておかないと、実際に災害が起きた際に機能しないのではないかと。また、災害ボランティアとして手話通訳者など様々な支援者に協力をしてもらう必要がある。まず、女性目線での避難所の設営についてシミュレーションしておく必要があると思う。

(事務局)

本市においては、危機管理室長が女性職員である。危機管理室に女性職員も在籍している。また、避難所開設にあたって女性職員も担当しており、ご指摘の点は必要なことだと認識をしている。

(大島委員)

私は、2 年ほど前から地域防災計画に関わっているが、避難行動要支援者について、福祉専門職も参画して作成できたことは良いが、まだまだ人数が満足できるほどではない。地域住民に還元できるよう早く進めてもらいたい。名簿を見ても百何十人という。また、避難場所についても福祉施設など整えていただきたい。

(事務局)

個別避難計画は個別性が非常に高いということもあり、災害リスクの状態、対象者の住居場所など、またそのエリアが土砂災害エリア、津波のエリアなのか想定されることが多くあることから、一つずつ積み上げ

ている状態。ただ、課題として、どう件数を積み上げていくのかは課題として認識しているところ。引き続き取組を進めていきたい。

(矢野委員)

私は西区のボランティア連絡会で皆さんと一緒に活動し、考えている。昨年からは西区の住民の方に防災について広く知っていただくために、ボランティア講座や区域の会議でも取り入れていこうと思った。

何をすべきかわからなかったが、まずは講演を依頼し、次に介助犬と一緒に話を伺う機会を設けた。それをまた地域の方に伝えることで、ボランティアの方たちができることを発言してくれるようになった。

我慢強く、これからも防災については続けていきたいと思っている。

(天野委員)

これは永遠の課題。名簿登載者に対して、誰が手を差しのべるのかが出ない。皆さんから見ると、「それは地域の方がやってきた」となると思うが、地域の方は災害が起きるとまず自分が逃げる。手助けをする人もいると思うが、なかなか難しい。何か仕組みを考えて具体的にどうしたらよいかだと思う。現状、具体的な答えはない。

元々、単位の町会関係に提供しておらず、町会長はこの資料について認識がなかった。それでは良くないと思い、提供を依頼した経過がある。今は資料の提供があり、少しずつ前進はしていると思う。個別避難シートについても国から400件、500件と求められているが実際はまだだ。

最近では、トルコで大きな地震が起き、大変なことになっている。堺にも大きな地震が来たとき、命を落とすことも考えられるが、私としては、何とかしたいし、していくような組織を作りたいと考えており、皆さんとも考えていきたいと思っている。

(事務局)

一緒にやりながら考えていくことが必要だと思う。また、400件と提示した個別避難シートだが、個別性が非常に高く、特に重度な方からアプローチしているため時間がかかっている。引き続き取組を進めていく。

(以上)